

平成22年10月14日

教 育 長
各 部 局 長 様
消 防 長

財 務 部 長

平成23年度予算編成方針について（依命通達）

1. 国の動向

我が国の経済は、「海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気が下押しされるリスク」が強まるとともに、「デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念」が残っており、その先行きについては依然不透明であり、9月の月例経済報告でも、「景気の自律的回復に向けた動きがみられるものの、環境の厳しさは増しており、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にある。」とされている。

また、国の財政は、景気対策や高齢化の進展に伴い、歳出が税収等を大きく上回る状態が恒常的に続き、これらが国債残高の増加につながるなど財政状況の深刻さが増してきている。

このような状況の中で、政府は、長年続く閉塞状況を打ち破り、「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」を一体的に実現することとし、中でも「強い経済」の実現に向けた「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）の策定とともに、財政健全化に向けた「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）を策定し、双方を一体のものとして実行することで「元気な日本」を復活させることとしており、政権交代後、初の本格的な編成となる平成23年度予算においては、経済成長や国民生活の質の向上の実現に向けて、無駄遣いの根絶を強力に進めるとともに、「新成長戦略」を着実に推進することとしている。

このため、不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策・効果の高い政策に重点配分する財源を確保する必要があるとし、一律10%削減により捻出する財源の一部を用いた特別枠を創設するなど、予算の構造改革が不可避であるとして、政府一丸となって全力で取り組むこととしている。

さらに、成長経路の下振れ懸念に対応するための補正予算編成を柱とする「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）を実施し、新成長戦略の本格実施にあたる平成23年度予算の実行につなげるとしているが、補正予算及び新年度予算編成における地方財政への影響は、現段階においては不透明な要素が多いことから、今後の国の動向を注視していく必要がある。

2. 市財政の現状と見通し

本市の財政状況を見ると、平成21年度の決算においては、定額給付金給付事業をはじめとする国の緊急経済・雇用対策などにより、歳入で前年度比8.2%増、歳出で8.8%増と決算規模は大幅な増となった。また、地方債残高の増加や実質単年度収支が引き続き赤字状態となっているとともに、財政の弾力性を示す経常収支比率は、扶助費や公債費に加えて経常的繰出金が増加したことに伴い、前年度比0.2ポイント増の95.7%となり、財政構造の硬直化が一段と進んでいる状況にある。

平成22年度においては、急速な円高、デフレ状況等、経済状況の悪化を背景として、歳入の根幹をなす市税をはじめ各種交付金などの減収が見込まれるものの、4年ぶりに普通交付税の交付団体に転じたことなどにより、かろうじて年間収支の均衡が保たれるものと見込んでいる。

平成23年度における歳入では、景気低迷を主な要因として、市税収入や各種交付金の大きな好転は望めず、引き続き低調に推移すると見込まれる。一方、歳出では、生活保護費をはじめとした社会保障関連経費の自然増や、公債費の増加、さらには、小中学校などの公共施設の耐震・老朽化対策や市民生活に密着した都市基盤の整備など、歳出全体として増加基調となっている。

このため、平成23年度は、前年度以上に大幅な収支不足が見込まれることから、職員が一丸となって、平成24年度以降も見据えながら、財政規律に配慮した行財政運営を行っていかねばならない。

3. 予算編成の基本的方針

平成23年度予算は、依然として非常に厳しい財政状況の下での編成となるが、市民生活を支える様々なサービスを確実に提供していく必要がある。

このため、持続可能な財政構造の確立に向けて、以下の基本方針に基づき予算編成を行うこととする。

【基本の方針】

(1) 総合計画の着実な推進

平成23年度は、本市の新たな将来ビジョンの実現に向けたスタートの年である。現在、総合的な行政運営の基本的な指針として、平成32年度を目標年度とする「八千代市第4次総合計画」の策定が進められているが、同計画に掲げる基本理念及び基本目標の実現に向け、同計画に基づく施策を着実に推進することを基本とする。

(2) 財政健全化を念頭とした行財政改革の推進

本市の行政、財政両面にわたる改革を進める基本的な指針として、八千代市第4次総合計画と連動して、平成23年度からスタートする「八千代市第2次行財政改革大綱及び推進計画」の策定が進められているが、財政健全化を念頭に同計画に掲げる取り組みの確実な推進に努める。

(3) 重点課題及び緊急的課題への対応

市税等の徴収対策、受益者負担の適正化、未利用財産の売却などにより、自主財源の確保に努めるとともに、市民ニーズ等を踏まえ、すべての事務事業について再度ゼロベースで必要性や優先度の徹底した見直しによる適切な事業選択を行い、重点課題や緊急的課題に的確に対応すること。

(4) 予算編成の透明化の推進

市民への説明責任，財政運営の透明性の観点から，予算編成スケジュールをはじめ，各部局からの予算要求状況など，予算編成過程を公表する。

4. その他

予算編成の基本的方針を踏まえ，以下に掲げる事項に留意し予算要求をすること。

【留意事項】

- ① 市税等の徴収率の向上
- ② 負担金，使用料及び手数料の見直し
- ③ 未利用財産の売却及び市有資産の有効活用
- ④ 公共施設再配置等の方針（平成20年2月策定）を踏まえた，公共施設の再配置，統廃合の推進
- ⑤ 事務事業評価に基づく改革・改善の推進
- ⑥ 監査結果に基づく指摘・要望事項等への的確な対応
- ⑦ 市債充当事業及び債務負担行為の抑制
- ⑧ 一般事務経費，施設経費，委託料及び補助金の徹底した見直し